

基本計画(国分寺づくり編)

まちのデザイン

まちのデザイン

「児童福祉」	36
「高齢者・障害者・生活福祉」	48
「健康・医療体制」	63

まちのデザイン	
6-2	だれもがいきいきと暮らし、安心して子育て子育てができるなど、市民の健康と福祉を守るまち
計画分野	3-1 児童福祉
基本目標	安心して子育て子育てができる環境を充実します。
重点目標 4-1	地域が子育てする力を再構築します。
個別目標	地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。 子育て中の親の仲間づくりを支援します。
重点目標 4-2	子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。
個別目標	手当助成事業等による、子育て支援を充実します。 保育・療育サービスを充実します。 男性の育児参加等、男女がともに子育てをする社会風土をつくります。
重点目標 4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
個別目標	子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。 地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。 情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。
重点目標 4-4	子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。
個別目標	子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。 虐待を防止し、子どもの権利を擁護します。 支援を必要とする児童への施策を充実します。
計画分野	3-2 高齢者・障害者・生活福祉
基本目標	共にいきいきと暮らし、彩りある生活を創り出します。
重点目標 5-1	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。
個別目標	だれもが安心して暮らせる環境づくり・地域ケアシステムを構築します。 市民一人ひとりが福祉の意識を高め、地域福祉の推進につなげます。 介護保険施設サービス・地域密着型サービスの基盤整備を進めます。 移動制約者が、利用しやすい交通手段の確保を進めます。
重点目標 5-2	既存施設の有効活用等による高齢者・障害者福祉サービス基盤を整備します。
個別目標	地域包括支援センターを高齢者等の福祉の中核施設として位置づけます。 既存の施設を活用し、地域の身近な場所にリハビリなどを行うためのサービス基盤の整備を図ります。
重点目標 5-3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。
個別目標	障害の程度に応じた、利用者の意向を尊重したサービスの提供を行います。 障害者等の自立にとって不可欠な就労について、関係する団体等と協力し、具体的な支援を行います。 障害者等が地域で生活するために必要な地域事業を実施します。 グループホームなど、自立に必要な基盤の整備を行います。
重点目標 5-4	地域で自立した生活を営むための自立支援策を展開します。
個別目標	生活保護受給者等への自立支援を行います。 母子家庭の自立支援を行います。
重点目標 5-5	地域での課題を地域の力で解決していく地域福祉活動の活性化を図ります。
個別目標	ボランティア活動、市民活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。 福祉団体等の活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。
計画分野	3-3 健康・医療体制
基本目標	健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
重点目標 2-1	生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
個別目標	子どもと親の健康を確保・増進します。 健康づくり・健康増進につながる計画的な保健事業を実施しつつ、医療との連携を図ります。 保健所及び関係機関との連携を図り、心の健康づくりのための相談機能の充実や予防対策事業の推進に努めます。 感染症（新型インフルエンザ、麻しん風しんなど）に関する正しい知識の普及・啓発のための情報提供を行い、適切な予防対策の推進を図ります。 市民参加型の健康づくり・健康増進を図る教室を充実させるとともに、今後も自主グループの支援に努めていきます。
重点目標 2-2	だれもが安心する医療体制づくりに努めます。
個別目標	医療制度改革に対応する支援策を検討します。 小児初期救急平日夜間診療体制の整備を図ります。 保健・医療の連携の強化を図ります。

3-1 児童福祉

安心して子育て子育てができる環境を充実します。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
<p>4-1 地域が子育てする力を再構築します。</p> <p>説明</p> <p>各種の相談活動や交流の場づくりをきっかけとして、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。</p>	<p>地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。</p> <p>子育て中の親の仲間づくりを支援します。</p>
<p>4-2 子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。</p> <p>説明</p> <p>医療費助成制度などの経済的支援や、公・民の役割分担による保育・療育のサービスを充実させます。また、父親の育児参加をすすめ、男性が家事・育児に係われるよう支援します。</p>	<p>手当助成事業等による、子育て支援を充実します。</p> <p>保育・療育サービスを充実します。</p> <p>男性の育児参加等、男女がともに子育てをする社会風土をつくります。</p>
<p>4-3 子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。</p> <p>説明</p> <p>子どもたちが安全に過ごすことができ、遊びたい、学びたいと子ども自身が思える地域環境づくりを進めます。</p>	<p>子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。</p> <p>地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。</p> <p>情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。</p>
<p>4-4 子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。</p> <p>説明</p> <p>子ども自身が発言する機会の設定や、子どもの権利についての意識啓発をします。児童虐待の予防・防止の視点から、対策の充実を図ります。</p>	<p>子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。</p> <p>虐待を防止し、子どもの権利を擁護します。</p> <p>支援を必要とする児童への施策を充実します。</p>

3-1 児童福祉

重点目標	4-1	地域が子育てする力を再構築します。
子ども福祉部		

個別目標		地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。
-------------	--	--

目標設定の背景・理由

核家族化が進行し、地域での人の繋がりが希薄になる中で、子育てをする親は社会の中で孤立する状況があります。子育ての知識があまりないまま、24時間子どもと向き合うだけの生活は大変厳しいもので、児童虐待につながることも考えられます。子育て中の親に的確な情報を発信し、子育てに関して気軽に、相談や交流することが大切です。保育園での園庭開放事業や、市や市民活動団体と協働しながら実施している親子ひろば事業・野外事業など、地域での子育て支援は進められています。関係する各機関や地域で子育て支援の活動をする団体・市民と連携し、子育てのためのネットワークを拡充することが望まれています。

個別目標が達成された状態

- 育児の不安感、孤立感が解消されている。
- 地域の子育て支援ネットワークが充実している。
- 地域の子育て支援の拠点ができている。
- 子育て情報が手に入りやすく、利用しやすくなっている。

施策の方向

市直営の学童保育所内・児童館内でのひろば事業や、市民協働等による事業を継続し、開催日数・相談体制等の実施内容の充実を図る。

子育て支援を目的とする、マップ・ガイドブック・ホームページ等の作成については、利用者の意向を把握し、使いやすい子育て情報の提供をする。特に市ホームページについては、必要な情報を随時、正確に提供できる体制を整備し、希望者に配信できるようなしくみを検討する。

ファミリー・サポート・センター事業は、地域での子育ての相互支援事業として、定着を図る。

今後市民・活動団体等との協働で、国分寺駅前親子サロン・子ども家庭支援センター事業親子スペース事業とともに拠点的役割を果たす親子ひろばの増設を検討する。また、児童館の乳幼児子育て支援事業についても再構築し、子育て環境を整備する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
子育て中の保護者	市民活動団体・コミュニティ	健康・医療体制
子育て支援者	教育・学習	

成果指標

指 標	単 位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
(新)ネットワークの強化のための協議の場の年間開催数	回			2	現在円卓会議に参加している機関等に加え、保育所など子育て支援に取り組む機関が一堂に会する場を新たに設ける。
拠点的親子ひろばの施設数	施設	2	2	3	拠点的な役割を持つ親子ひろばを新たに西国分寺駅を中心とした地域に設置する。これにより親子ひろば事業全体のレベルアップを図る。
保育園で取り組む、地域で子育て支援施設の設置数	施設		新	3	ひかり保育園本園舎開設に併せ、基幹保育所として、地域交流・子育て支援のためのスペースを設置する。
子育て情報の提供（更新日数）	更新日数		新	(必要に応じて)毎日	市ホームページなどの基礎情報に加え、新しい子育て情報を随時発信することの具体化に向け取り組む。

● ● **3-1 児童福祉** ● ● ● ● ●

重点目標	4-1	地域が子育てする力を再構築します。
子ども福祉部		

個別目標		子育て中の親の仲間づくりを支援します
-------------	--	---------------------------

目標設定の背景・理由

核家族化が進行する中で、子育てをする保護者は社会の中で孤立する状況があります。子育ての知識があまりないまま、24時間子どもと向き合うだけの生活は大変厳しいもので、児童虐待につながる場合も見られます。子育て中の保護者が仲間づくりをすることは、孤独感、孤立感から解放されるだけでなく、子育てをサポートし合い、情報網を更に広げることができ、育児が楽しいものに思えることにつながります。保育園での園庭開放等の事業実施や、市民活動団体等と協働で実施している親子ひろば事業など、地域での子育て支援は進められています。更に、連携して、子育て中の親の出会いを作り、仲間づくりを応援していく必要があります。

個別目標が達成された状態

- 育児の不安感、孤立感が解消されている。
- 地域で支え合う仲間ができています。
- 子育て情報が発信・収集できている。
- 異世代の交流、理解、支え合いの循環ができています。

施策の方向

親子ひろば事業の開催日・相談体制など、内容の充実を図り、子育て中の親の出会いの場を多くし、仲間作りを支援する。

子育て支援を目的とする、マップ・ガイドブック・ホームページ等で、子育て中の親の集まる場所の情報を発信する。また、基礎情報に加え、新しい子育て情報を発信するしくみを検討し、希望者に情報を提供する。

子ども家庭支援センター事業・ファミリーサポートセンター事業・児童館事業を通じて仲間づくりを応援する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
子育て中の保護者	市民活動団体・コミュニティ	健康・医療体制
子育て支援者	教育・学習	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
常設の親子ひろばの開設数	事業	7	10	10	市の中央区に、いつでも行ける常設の親子ひろば事業の設置を検討する。これにより、全市的な親子ひろば事業での子育て支援を拡充する。
子育て情報の提供（更新日数）	更新日数			(必要に応じて)毎日	ホームページなどの基礎情報に加え、新しい子育て情報を随時発信することの具体化に向け取り組む。

● ● 3-1 児童福祉 ● ● ● ● ●

重点目標	4-2	子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。
子ども福祉部		

個別目標	●	手当助成事業等による、子育て支援を充実します。
-------------	---	--------------------------------

目標設定の背景・理由

乳幼児医療費助成制度は、都の補助対象に加え、市独自に、所得制限を撤廃し、全就学児を対象に医療費無料化を実施しています。また、義務教育医療費助成制度については、通院にかかる一部負担金を除いて、所得制限の範囲内で無料化が実施されています。この間、国及び都による手当助成の制度が年々改正され、新たに、児童扶養手当については、母子家庭にとどまらず、父子家庭も対象となっています。また、児童手当から子ども手当への制度改正がありました。さらなる、制度改正があり、これらを適正に実施することが当面の課題となっています。子どもを安心して産み、育てることができる経済的支援策の充実を目指して、助成に努めています。

個別目標が達成された状態

子育て家庭の経済的負担が軽減されている。

ひとり親家庭の支援が充実している。

義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担額が軽減されている。

施策の方向

ひとり親家庭への経済的支援や就学援助を継続する。

義務教育就学児の治療に要する医療費の一部を助成し、自己負担を軽減する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
乳幼児医療費助成制度の充実 (事業実施状況)		3歳未満	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	継続	市の財政状況にも配慮しながら、現行事業を継続する。
義務教育就学児医療費助成 (事業実施状況)			15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	継続	現事業内容で継続する。

●●● 3-1 児童福祉 ●●●●●

重点目標 4-2
子ども福祉部 子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。

個別目標 保育・療育サービスを充実します。

目標設定の背景・理由
 保育所は、全園で耐震診断をし、補強が必要な施設には耐震補強工事及び老朽化した園舎には、耐震補強工事と併せて大規模改修工事を実施しました。また、緊急性が高く、補強工事の困難なひかり保育園は、仮園舎に移転し、今後本園舎の開園に向け、設計、建設を行います。保育所の待機児童数は、平成20年度～23年度まで民設民営保育所を設置、分園化の結果、減少傾向となりました。今後も、「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」に基づき、待機児童の解消とともに民間保育所との連携を強化し、国分寺市全体の保育の質の維持・向上を図る仕組みを具体化していく必要があります。
 学童保育所・児童館などの施設は、耐震化工事は終了したものの、老朽化が問題となる施設が残っています。また、利用児童の増加による狭隘状況を解消することが大きな課題となっています。更に、児童館を含む学童保育所において、時間の延長等の要望が高く、今後計画的に、指定管理者制度を導入し、サービスの拡大を行う必要があります。

個別目標が達成された状態

保育所待機児童が解消されている。	公・民保育施設の連携、役割分担ができています。
施設の狭隘状況や老朽化が改善されている。	地域での子育てのネットワークが強化されている。
施設の耐震強度が保障され、安全の確保されている。	

施策の方向
 保育園や児童館・学童保育所はそれぞれの計画に基づき施設整備等を進める。これにより、待機児の解消、サービスの拡充を図る。
 保育園や児童館・学童保育所の運営については、計画的に民営化を行う。保育園の民営化にあたっては、該当する園の保護者へ、ていねいな説明会を行う。また、実施予定前に3カ年程度の期間を設け、保護者参加による民営化ガイドラインを策定し、十分な保育の引継ぎを行うなど、ていねいに実施する。学童保育所の指定管理者の選定にあたっては、保護者からの要望を受けた仕様書を策定し、市の方針に基づき事業者選定を行う。指定管理移行後もモニタリング等による評価を行い、必要な改善を図る。指定管理者が運営困難になるような場合は、市が責任をもった対応を行う。
 子ども家庭支援センター及びこどもの発達センターつくしんぼの相談事業の充実を図る。
 子ども施策の進捗状況を明らかにし、総合的な推進を図るため、子育て・子育てに関する付属機関を設置する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野
児童及び保護者	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
認可保育所施設整備数	施設			3	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画の実施、ひかり保育園の新園舎建設及び日吉保育園の民営化に伴い、現園舎についても必要な対応を行う。
学童保育所の改築事業等の実施施設数	施設	0	2	5	学校との連携を図りながら教育施設の活用も視野に入れ、建て替えを含む整備を行う。＜本多・日吉・西恋＞
児童館大規模改修事業の実実施施設数	施設	0	0	1	本多児童館・学童保育所は建て替えを含む整備を行う。
指定管理者制度の導入施設数	施設	0	3	17	『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』に基づき、基幹施設を除く全施設を、指定管理者へ移行する。
待機児童数(新定義)	人	98	74	0	民設民営保育所整備を進め、待機児童の解消を目指す。
民営化保育所数	施設		1	3	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づき、民営化を行う。
基幹施設の整備数	施設		0	保育所3 児童館・学童2	基幹となる保育所等の機能や条件を整え、市全体の保育施設の連携を強化し、サービスの拡大を図る。
子育て・子育てに関する付属機関の設置	設置			1	子育て・子育て施策を総合的に推進するため、新たに付属機関を設置する。

用語解説
 待機児童 …… 保育所に入ることを申込み、要件を満たしているものの保育所の不足により入所待ちをしている児童。

● ● **3-1 児童福祉** ● ● ● ● ●

重点目標	4-2	子育ての制度・施設を整備し，社会的支援を拡充します。
子ども福祉部		

個別目標	●	男性の育児参加等，男女がともに子育てをする社会風土をつくりま す。
-------------	---	--------------------------------------

目標設定の背景・理由

男女平等の意識は進んだと言われていますが，男性の育児休業取得率の低さを見ても，社会状況はまだまだ性別役割分業が固定的であり，主に，女性が家事・育児を担っているのが現状です。そのようなことから，晩婚化や未婚化が進み，少子化の大きな要因となっています。男性が育児・家事に積極的に参加し，ともに子育てや家庭づくりをするため，男性自身だけでなく，企業等社会全体が男性の働き方の見直しをしていく必要があります。

また，乳幼児のころから，性別意識にとらわれず個性を伸ばせるように育てられ，家族みんなで家庭生活をつくる意識を持つ必要があります。これらを改善するため，父親参加型の事業を実施していますが，全体で見ると，まだまだ進んでいない状況があります。

個別目標が達成された状態

- 母親・父親ともに子育てを行っている。
- 父親グループが育成されている。
- 子どもたちの様々な可能性を發揮できるチャンスがある。

施策の方向

- 子ども家庭支援センター，こどもの発達センターつくしんぼ，児童館，保育園などでの父親参加型事業や参加できる雰囲気づくり，時間帯の工夫などを行い，拡充を図る。
- 児童に関わる職員の男女平等研修を機会あるごとに実施する。
- 事業等の中で，父親グループの育成を行う。
- 父親たちの活動への支援を拡大する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童とその保護者	人権・男女平等	
子ども施策に関わる職員		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
土曜日の親子ひろば事業数	事業	0	3	9	常設の駅サロン・親子スペースのほか，スポーツセンター内親子ひろば，児童館内でのひろばの事業の，土曜日の利用を図り，父親参加を促進する。
父親参加の事業実施状況	実施状況	実施	継続	充実	今後も，機会あるごとに実施し，参加の増，啓発を行っていく。
父親グループへの活動を支援する児童館数	館		6	6	今後も，事業展開の中で，交流がはかれるような支援を進める。

● ● 3-1 児童福祉 ● ● ● ● ●

重点目標	4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
子ども福祉部		

個別目標	●	子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。
-------------	---	--------------------------------

目標設定の背景・理由

子どもたちは、遊びを通じて健全な社会性を身につけ、成長していくことができます。子どもの成長に応じた適切な居場所、遊び場所を提供することは、健全な地域社会をつくる基礎となります。現在市内には、児童が集まり、居心地よく、安全に遊べる場所が不足しており、青少年が集うことのできる場所・制度も不足しています。児童館の時間延長や、小学生の放課後の居場所として学校施設を活用しての放課後子どもプランと学童保育所との事業連携による居場所の拡充等具体的な方策が求められています。

個別目標が達成された状態

児童・青少年に居心地の良い集う場所が提供されている。
安全な遊び場所が確保されている。

施策の方向

移動児童館等野外事業や児童館開館時間の延長、日曜日の開館の検討など児童館事業の拡充を図る。
計画策定時などに、子どもの実態を把握するための実態調査等の作成を行う。子ども向けホームページについて、子どもの視点も入れ、検討する。
児童、青少年が集まり、居心地よく、安全で遊べる場(子どもの居場所) について、共通理解のもと、関係課の連携を図り、拡充する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	教育・学習	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
移動児童館等野外事業実施数 (乳幼児対象・18歳未満対象)	実施数	2	4	5	教育委員会の所管事業である放課後プランや関連課と調整・連携しながら、校庭・公園等を活用した野外活動を全小学校区で充実できるよう検討する。
開館時間を延長した児童館数	館	0	1	6	指定管理者への移行に伴い、開館時間を午前10時～午後6時から～午後7時へ延長する。
実態調査の実施回数	回	1	1	1	5年間に1度の、計画策定時などに、聴き取り調査など子どもの実態調査を行い、子ども達の状況を把握し、施策に反映する。

● ● 3-1 児童福祉 ● ● ● ● ●

重点目標	4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
子ども福祉部		

個別目標		地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。
-------------	--	-----------------------------

目標設定の背景・理由

自然体験，乳幼児と触れ合う体験，祖父母世代との交流など，社会の一員として子どもが育っていく過程で，必要な体験や交流が不足しています。創造性を発揮する遊びや仲間づくりのできる遊び，文化を継承していく体験する場の提供など環境整備を進め，子どもの成長及び発達を支援する必要があります。

個別目標が達成された状態

体験による，他への慈愛の育成や，環境への関心，自立への手助けなどができている。

遊びや交流を通じて，子育てに関心を持つ次世代の親としての育成ができている。

施策の方向

児童館での野外活動や3世代交流事業の充実を図る。

保育園，児童館，親子ひろば，子ども家庭支援センターなどでの，乳幼児と触れ合う機会を提供する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	教育・学習	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
6 児童館での3世代交流事業年間実施数	件	6	14	18	各館で，事業の中に交流事業の位置づけを明確に行い，実施する。
6 児童館での乳幼児触れ合い事業年間実施数	件	0	0	6	『ふれあい事業』として 企画・立案・実施していく。
野外活動事業（乳幼児向け，18歳未満向け）の事業実施数	事業	5	7	7	事業の充実を目指し，事業実施を行っていく。

3-1 児童福祉

重点目標	4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
子ども福祉部		

個別目標	情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。
-------------	---

目標設定の背景・理由
<p>近年子どもを対象とした事件が多発しており、不審者情報も多く保護者・児童が不安を感じています。子どもが安全に育つためには防犯だけでなく、道路交通環境や防災等の課題を解決し安全なまちづくりを進めなければなりません。また、東日本大震災で原子力発電所が被災し、その結果、放射能汚染が子どもたちの食の安全に影を落としています。保育園の給食食材などの放射性物質の測定は継続して実施していくことが必要です。</p>

個別目標が達成された状態
<p>市民や市関係機関が情報を早急に共有でき、地域全体での子どもの見守り体制ができている。</p> <p>防犯・道路交通環境などの生活環境が良くなり、子どもたちが安心して遊べる。</p> <p>防災体制が完備し、子どもの安全が図られている。</p>

施策の方向
<p>児童館・学童保育所で児童館児童の保護者を含め、「安心・安全メール」に登録し、情報が入手できるよう制度の普及を図る。</p> <p>市民と、関係部署による地域の中で子どもを守るため、「地域のひろば」などの中で取り組みを行いネットワークの拡充を図る。</p> <p>防犯・防災訓練を確実に実施し、体制の整備を行う。災害時の保護者への情報提供方法について確立する必要がある。</p> <p>保育園等の給食食材の安全性を確保するため、市独自の放射性物質の測定を実施し、ホームページ等で速やかに公表する。</p>

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	防災・危機管理	
職員	高齢者・障害者・生活福祉	

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
学童保育所の安心メールと緊急連絡のための学童保育所保護者の登録啓発回数	回/年	0	1/年	3/年	説明会・保護者会等での普及を図っていく。
各児童館・学童保育所での防災・防犯等訓練の年間実施回数	回	全館で20回	全館で20	各館6回(隔月)	児童館・学童保育所各館で隔月に不審者・地震・火災等に関する訓練を行う。
市民見守りネットワークの充実に向けた『地域のひろば』開設数(小学校区)	小学校区		10	10	地域での児童の見守りを行うため、地域のひろばなどの活動の中で、具体化を図る。
災害情報の提供のための施設の登録率	%			100	災害時に、子ども関連施設の保護者に、児童の安否および情報の提供ができるようインターネットを通じ、施設ごとに、一斉配信するシステムを構築する。
保育園給食食材の安全確保のための放射性物質の検査実施施設数	施設			19	要に応じ、定期的に給食食材等の検査を実施する。給食を提供する認可保育所すべての施設で実施することを目指す。

3-1 児童福祉

重点目標 4-4
子ども福祉部 子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。

個別目標 子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。

目標設定の背景・理由

「子どもの権利条約」に基づく、子どもの権利についての普及が遅れています。子どもの視点に立った施策を実現するため、子どもの発言の機会、参画の機会を増やす必要があります。また、情報の量・質が多様化し、さまざまな情報が氾濫する中で、子どもの成長過程にあった適切な情報を提供をする必要があります。今後子ども自身、子どもを取り巻く大人たちが、本来子どもが、持って産まれている「子どもの権利」を理解し、保障することに努めていく必要があります。また、子ども同士が、お互いの権利を理解することで、いじめをなくしたり、子育て中の親への支援を充実することにより、虐待・体罰などの大人による子どもの権利侵害を防ぐ必要があります。

個別目標が達成された状態

子どもの権利について意識啓発ができ、子どもの権利が保障されている。
 子ども自身が社会参画できるような場の提供がなされ、子ども自身の発動により、社会へ参加・参画している。
 子どもに適切な情報が提供されている。

施策の方向

「市子どもの権利条例」を早期に制定し制定後相談機能の充実と、啓発事業を実施する。
 様々な施策に子どもの参画の機会を設け、発言の場を設定する。
 社会福祉協議会や学校との連携により、ボランティア等の受け入れを充実する。
 子ども向けホームページを開設するため、セキュリティに配慮し、具体化の方法を含め検討していく。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	人権・男女平等	教育・学習

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「子どもの権利条例」の制定				制定	制定作業を終了させる。制定後の事業を実施していく。
子どもの参画の場・発言の場に関する事業を実施する児童館数	館	年間延べ12	年間延べ12	各館6回(隔月)	従来から実施している「集い」だけではなく、各児童館での、個別の企画運営についての参加の場を増やす。
児童館でのボランティアの年間受け入れ人数	人	68	55	90	各児童館のボランティアの受け入れについて、夏休みだけではなく、日常の運営についても検討し、増加を図っていく。
子ども自身の情報紙等の作成取組施設数	館	0	0	6	児童館などで、子ども自身が情報発信できるような方策を検討し、実施する。その後HP開設に向け、セキュリティに配慮し、検討する。

3-1 児童福祉

重点目標	4-4	子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。
子ども福祉部 福祉保健部		

個別目標	虐待を防止し、子どもの権利を擁護します
-------------	----------------------------

目標設定の背景・理由

児童虐待予防の中核を担う子ども家庭支援センターは、「国分寺市児童虐待防止マニュアル」を策定し、これにより、虐待に対応する関係機関それぞれの役割を明確にし、要保護児童対策地域協議会を中心とする体制を整備してきました。また、親子ひろば事業やプレイステーションなどの子育て・子育て支援事業での相談や交流の中で、虐待の予防が図られています。今後さらに、地域の方々や、関係機関同士の繋がりを深め、虐待予防に取り組んでいく必要があります。子ども家庭支援センターは、総合相談窓口としてより市民に親しまれる機関となるとともに、育児支援業務を実効性のある事業として継続実施していくことが大切です。

個別目標が達成された状態

- 児童虐待が予防され、健全な児童育成ができています。
- 一時的、継続的に児童の養育が可能となるシステムがある。
- 家庭的養護を必要とする児童への必要なサービス提供を行っている。
- 非行の予防ができ、非行児童についての支援をしている。
- いじめに有効に対応できる体制がある。

施策の方向

子ども家庭支援センターを中心とし、子どもの視点に立った支援を行うため関係機関のネットワークや地域における連携を充実させる。
 児童相談所との連携の中で見守りサポート事業を行っていき、虐待予防により資するため定例的に協議会を実施するとともに、乳幼児全戸訪問・育児支援ヘルパー事業など虐待予防施策を充実して児童虐待を防止していく。
 児童を一時的に保護するショートステイ事業を、必要な時にいつでも使える事業として継続実施する。また、児童相談所とともに養育家庭制度の啓発に努め、子どもの成育の場を確保する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
支援の必要な児童	健康・医療体制	教育・学習
育児支援の必要な保護者		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
関係機関と必要な連携等のための要保護地域対策協議会・実務者会議の開催回数	回	1	4	4	要保護地域対策協議会・実務者会議などの場を活用し、機関・子ども家庭支援センターそれぞれの役割・連携について、検証・協議する。
児童相談所との協議会年実施回数	回	0	6	6	児童相談所と連携をとり、それぞれの役割分担を明確にし、進行管理を行う。これにより虐待予防に資する。
児童・生徒への子ども専用電話の啓発回数(小学校・中学校への啓発回数)	回	0	0	15	児童生徒に対し、子ども専用電話・チャイルドラインの啓発に努め、周知を図る。従来のカード配布とともに、子どもたちに直接アピールするため、学校の朝礼などの時間を活用させてもらい、全校への啓発活動を行う。

3-1 児童福祉

重点目標 4-4
子ども福祉部 福祉保健部
 子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。

個別目標
 支援を必要とする児童への施策を充実します。

目標設定の背景・理由

障害を持つ児童の保育所や学童保育所、親子ひろばへの受け入れは拡大しています。支援を必要とする保護者や児童にとって、気軽に相談ができる体制を整備することはとても重要です。子ども家庭支援センターは総合的な相談の窓口となっています。このうち、特に発達に課題があり、支援の必要な児童については、こどもの発達センターつくしんぼで、専門的な相談や通園教室での療育指導、保育所への訪問支援、就学時の学校への引継ぎシートによる保護者への支援などを行っています。こどもの発達センターつくしんぼは、今後の取り組むべき業務や運営方法の検討、施設の有効活用等が検討課題となっています。また、保育所や学童保育所等への訪問支援の拡充が必要とされています。

個別目標が達成された状態

障害児が自立に向けて育成されている。
 障害児を抱えた家庭の支援が充実している。

施策の方向

子どもの健康診査・健康相談事業により障害の早期発見を図る。
 関係機関のネットワークの充実と相談受け入れの拡充を図る。
 障害児童を養育する家庭への支援の充実を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
発達に課題のある児童	児童福祉	
課題をもつ児童の保護者	健康・医療体制	教育・学習

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
健診・相談事業時の障害のある児童の早期発見		実施	継続	充実	早期発見から、相談や支援に結びつくケースは推計できないため。今後も早期発見に努める。
こどもの発達センターつくしんぼの年間新規相談件数	件数	71	77	86	こどもの発達センターつくしんぼの相談事業の充実を図る
中学生障害児の学童保育所での受け入れ施設数	施設数	0	1	4	課題となっている中学生障害児の学童保育所の対応は学童保育所併設児童館4施設での受け入れを図る
訪問支援件数	支援数	42	74	86	訪問支援の必要があり、つくしんぼに要請のある市内(及び市内在住の児童が通園している近接市)の全保育施設、幼稚園に対応することを目指すとともに、市内の学童保育所支援を検討する。